

広島市人事委員会規則第4号

令和8年3月12日

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡 久美

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年広島市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条中「介護時間」の右に「、子育て部分休暇」を加える。

第14条第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第14条の2 パートタイム会計年度任用職員には、1週間の勤務日が3日以上である者に限り、子育て部分休暇（条例第15条の3第2項第2号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）を与えるものとする。

2 第13条第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員が取得する子育て部分休暇について準用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。